



つながりを大切にするまちにします

16. 住民活動と協働の推進

17. 男女共同参画社会の推進

18. 人権・平和社会・多文化共生

16

住民活動と協働の推進

[課題]



- ❑ 人々の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の関係の希薄化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域のつながりが希薄化する一方で、超高齢社会における見守りや支え合い、災害時の助け合いなど、人とのつながりや「共助」の精神によるあたたかい地域社会が求められています。
- ❑ 自治会の加入率低下や役員の高齢化、担い手不足、参加者の固定化など、コミュニティの維持の課題を抱えており、時代に合わせたコミュニティ運営が求められています。
- ❑ これまでの取組みをふまえ、時代のニーズに合った、新たな住民と行政の協働のあり方について検討が求められています。
- ❑ 今後ますます多様化する公共サービスへのニーズに対応するためには、産官学連携や多世代交流など、多様な主体の参画をはかることにより、満足度の向上や相乗効果につなげることが重要となっています。

[目標とする姿]

まちへの愛着や誇りを感じて、住民一人ひとりが社会活動や生活の中で培ってきた豊かな知識や経験等を発揮し、地域の一員として主体的に地域活動を展開しています。

また、事業者による社会貢献活動が多発化し、多様な担い手による主体的なまちづくりが行われ、住民・住民団体、事業者および行政の三者協働により、地域課題の解決をはかっています。

[施策体系]

1. 住民活動の推進によるコミュニティの充実
2. 多様な主体との協働

[政策指標]

協働の取組みについての住民満足度指数



〔主な取組み〕

1.住民活動の推進によるコミュニティの充実

- ①地域のコミュニティ活動の活性化をはかるため、自治会活動のPRや地域活動の情報提供に努めるなど、自治会の活動や自治会同士の交流を支援します。
- ②小地域福祉会や子ども会、老人クラブ、自衛消防団、自主防災組織など、さまざまなコミュニティに関わる組織を支援し、地域住民の連帯を高め、コミュニティの活性化をはかります。
- ③活発なコミュニティ活動は安全・安心のまちづくりに欠かせないことから、地域単位の活動拠点の充実をはかるため、自治会の集会施設整備に対する補助金などの支援を行います。
- ④住民活動センターを拠点として住民活動団体の連携・支援や、ボランティア団体やNPO*の育成・拡充に努めるとともに、住民による自主的な地域活動を支援し、住民の主体的なまちづくりに対する意識の高揚をはかります。
- ⑤住民が郷土愛と誇りをもてるまちづくりをすすめるため、積極的な広報活動や子どもから大人、高齢者、障害者など誰もが参加できる町内行事、各種イベントなどを通してコミュニティ意識の醸成を促進します。
- ⑥住民の手による自主的な地域活動やまちづくり活動を支援するため、ボランティアやスポーツ、文化活動などの団体間の交流や友好都市等提携市町との幅広い分野での地域間交流を促進します。
- ⑦コミュニティ活動の場として、公民館や地区集会所、地域交流館をはじめ、いかるがホールや生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里、法隆寺iセンターなど、身近な施設の有効活用をはかります。

2.多様な主体との協働

- ①住民、住民活動団体、事業者が行政と共に手を携え、それぞれの役割を認識し、互いに支え合いながら主体的にまちづくりに関わる取組みを支援します。
- ②多様化する公共サービスへのニーズに対応するため、民間事業者や大学などとの産官学連携を推進し、それぞれの知的・人的資源を生かしながら、公民連携*による質の高いサービスの創出と、共有価値や解決策を生み出す持続可能なまちづくりに取り組みます。

基本
目標
1基本
目標
2基本
目標
3基本
目標
4基本
目標
5基本
目標
6基本
目標
7重点
施策資料
編

17

男女共同参画社会の推進

[課題]



- 人口減少・少子高齢化がすすむなかで、男性の育児や介護、地域活動への参加、また、女性のさらなる社会進出など、性別にかかわらず誰もがともにあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。
- 職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残る一方、女性に対する意識の変革が浸透しつつあるなか、DV（ドメスティック・バイオレンス）*やさまざまなハラスメント*などの問題も生じています。

[目標とする姿]

社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず誰もが互いを尊重し、結婚・出産・子育て、介護などのライフイベントと仕事を両立しながらキャリアを重ね、個性や能力を発揮して生き生きと社会で活躍しています。

また、育児・介護・家事など家庭における役割を性別にかかわらず分かち合うことで、ワーク・ライフ・バランス*を実現しています。

[施策体系]

1.男女共同参画の意識形成

2.ワーク・ライフ・バランス*の推進

[政策指標]

男女共同参画、女性活躍推進の取組みについての住民満足度指数

実績値(R6)

0.76



目標値(R12)



【主な取組み】

1.男女共同参画の意識形成

- ①「斑鳩町男女共同参画推進計画」に基づき、住民、事業者、行政が一体となって男女共同参画社会の推進をはかるとともに、あらゆる分野において性別にかかわらず多様な人材が活躍できるよう、人材の発掘・育成をすすめ、方針決定の場や各種審議会などにおける意思決定の多様性を促進します。
- ②すべての人が性別にかかわらず活躍できる社会をめざすため、男女共同参画に関する啓発や教育を推進します。
- ③女性に対する暴力やハラスメント*の防止にむけ、町広報紙など、さまざまな機会をとらえて啓発をすすめます。

2.ワーク・ライフ・バランス*の推進

- ①男女双方が安心して働くことができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、子育て・福祉サービスなどの生活支援にむけたより一層の取組みの充実に努めます。
- ②育児や介護による離職にとらわれず、ワーク・ライフ・バランス*の考え方の普及・促進をはかるとともに、出産・子育て等で一時離職した人の再就職や起業を支援するため、ハローワーク等との連携や創業支援窓口での相談を通じて就業の促進に取り組みます。
- ③暴力や虐待、ハラスメント*など女性に対するさまざまな人権侵害に対して、適切で迅速な助言や援助活動が行えるよう、関係機関と連携した総合相談体制や救援体制を整備します。

基本
目標
1基本
目標
2基本
目標
3基本
目標
4基本
目標
5基本
目標
6基本
目標
7重点
施策資料
編



18

人権・平和社会・多文化共生

[課題]



- 個々の違いを互いに受け入れ、ともに認め合い、助け合う社会の実現と世界の恒久平和は、人類共通の願いですが、いまだすべての人権侵害が解消されておらず、さらに、インターネットを悪用した人権問題やLGBTQ*等の性的マイノリティ*などに関する問題も起こってきています。
- 国際化が進展するなか、観光や就業等で外国人の増加が見込まれることから、言語や文化の違う外国人と互いに理解・尊重しあい、共生できる社会の実現のための取組みが必要です。
- 性別、年齢、人種、国籍、障害の有無、性的指向、性自認、宗教、文化、価値観など、さまざまな違いを持つ人が共生し、尊重される多様性の社会が求められています。

[目標とする姿]

啓発活動や学習などを通じて人権が尊重され、平和社会への意識が高まり、自由平等に豊かで幸せな生活を送っています。

国籍や民族の異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、国際交流が自然に深められているとともに、外国籍住民も地域社会の一員として溶け込み、安心してくらすことができる多文化共生が浸透した地域社会を形成しています。

[施策体系]

- 1.人権の擁護と啓発の推進
- 2.非核平和の推進
- 3.多文化共生の推進

[政策指標]

人権・平和社会・多文化共生の取組みについての住民満足度指数



基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標 7

重点施策

資料編

【主な取組み】

1.人権の擁護と啓発の推進

- ①人権意識が高く思いやりのある児童、生徒を育成するため、学校教育において、人権教育をすすめます。
- ②人権意識を高めるため、広報活動をはじめ、講演会などあらゆる機会を利用して住民への啓発活動をすすめます。
- ③一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重しあえる社会の実現をめざします。
- ④行政や住民、学校、関係団体、事業者が協力し、女性、子ども、高齢者、LGBTQ*等の性的マイノリティ*の人たち等に対するあらゆる差別をなくすとともに、情報化の進展によるプライバシー侵害やネット中傷等新たな人権侵害を防ぐ社会をめざします。
- ⑤DV（ドメスティック・バイオレンス）*、ハラスメント*などの人権侵害や、性差などによって困難を抱えることなく自分らしく地域でくらすことができるよう、相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携を強化します。
- ⑥高齢者や障害者の権利擁護にむけ、成年後見人制度*や地域福祉権利擁護事業*など支援策の周知とともに、相談支援体制を確立します。

2.非核平和の推進

- ①昭和60年に宣言した「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、住民への意識啓発をはかります。特に、次代を担う青少年には、学校教育や地域での活動を通じて本宣言の趣旨を積極的に伝えます。
- ②非核平和に関する情報提供や住民の自主的な活動の支援を行います。

3.多文化共生の推進

- ①多言語でくらしの情報が得られるよう、多言語によるパンフレットやホームページの充実をはかります。
- ②さまざまな組織や団体と連携することで、多言語で生活相談や医療相談ができる体制を整えます。また、外国人の子どもへの支援を行います。
- ③多文化共生に対する興味・関心が高まるよう、交流イベントなどを開催します。